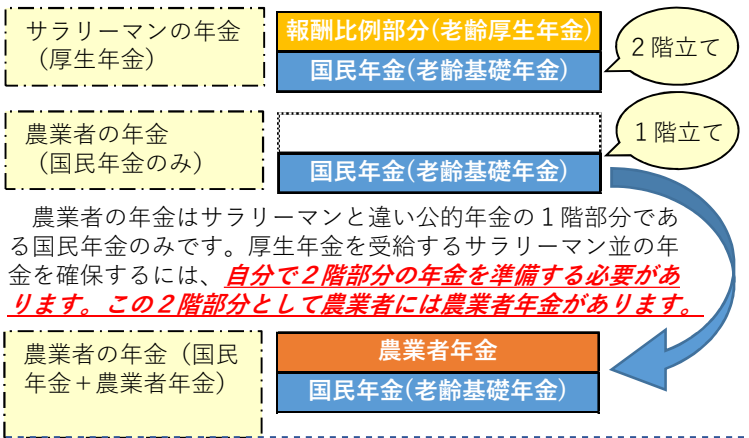


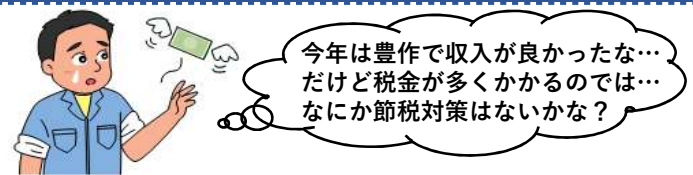
知らないと損！ 農業者年金の税金対策と保険料補助



まず農業者年金ってなに？



農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。



前納すれば翌年1年間の保険料も **全額社会保険料控除** に使える！
 生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額（最高保険料6万7千円の場合は3人分で241万2千円）が経営主の所得から控除できます。

農業者の担い手には、保険料の国庫補助があります。

保険料の国庫補助 を受けるには…

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- **39歳までに加入**
 - **農業所得が900万円以下**
 - **下記の農業者の担い手要件** を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告している人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

月額最大1万円の保険料補助

でも…加入する条件があるんでしょ？



詳しい内容のお問合せは…
お近くの農業委員会・JAへ!!!